

計画等の案の概要

名 称	静岡県浴場業許可取扱要綱の一部改正（案）		
公表するもの	静岡県浴場業許可取扱要綱の一部改正（案）の概要		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和7年1月10日（金）～ 令和7年2月7日（金）
	無		
担当課等名	健康福祉部生活衛生局衛生課 生活衛生班 電話番号 054-221-2448		
総合計画における位置づけ	1 命を守る安全な地域づくり（新たなリスクへの備えの強化） 1-4 安全な生活の確保と交通安全の推進 (5) 健康危機対策		
審議会等の名称	この要綱に関しては審議会に付議しない		
1 趣旨			
<p>近年、入浴施設の営業形態が多様化している中で、営業形態によっては、現行の静岡県浴場業許可取扱要綱（以下、「要綱」という。）で定める構造設備の基準が、事業者に過剰な負担を強いる場合があります。</p> <p>昨今の社会情勢の変化や、現在想定される新しい入浴形態に対応するため、公衆衛生上支障がない範囲内において、知事が要綱に定める構造設備基準を緩和できる「特例規定」を新たに設ける改正を行います。</p>			
2 骨子			
(1) 特例規定の新設（改正箇所は下線部のとおり）			
改正前		改正後	
<p>第3 一般公衆浴場の構造設備の基準 一般公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、当該構造設備が次に掲げる基準を満たさない場合とする。 (1)～(6) (略)</p> <p>第4 その他の公衆浴場の構造設備の基準 その他の公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、当該構造設備が第3に掲げる基準を満たさない場合とする。 (新設)</p>		<p>第3 一般公衆浴場の構造設備の基準 一般公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、当該構造設備が次に掲げる基準を満たさない場合とする。 (1)～(6) (略)</p> <p>第4 その他の公衆浴場の構造設備の基準 その他の公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、当該構造設備が第3に掲げる基準を満たさない場合とする。</p> <p><u>第5 構造設備の基準の特例</u> <u>知事は、特別の理由があると認めるときは、公衆衛生上支障がない範囲内において、第3及び第4に規定する構造設備の基準を緩和することができる。</u></p>	
(2) 今後の予定			
令和7年2月末の告示及び施行を目指します。			